

空知教育センター組合公告式条例

昭和43年 5月23日

条 例 第 4 号

第1条 この組合の条例、規則、規程、および告示等（以下「条例等」という。）は、次の場所に掲示してこれを行うものとする。

組合事務所内

第2条 条例等の公告は、番号および年月日ならびに公告する旨を記載し、組合長または公布権者が署名もしくは職印をおしてなければならない。

第3条 条例、規則または規程は、それぞれの条例、規則および規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。